

## 市民課連絡所等のあり方について（案）の市民意見と市の考え方

(1) 募集期間 平成30年7月25日（水）～平成30年8月10日（金）

(2) 意見の提出者数 2人

### ●受付区分

郵送	FAX	電子メール	直接提出	合計
1人	0人	0人	1人	2人

(3) 意見内容と市の考え方

No	意見内容	意見に対する市の考え方
1	連絡所等がコンビニ交付サービスの開始を理由にして、廃止にすることはあってはならないと考えます。	マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスは、市民の皆様が市役所や連絡所等に赴く必要がありません。例えば、住民票の写しの場合、市内店舗を含む全国のコンビニエンスストア等で曜日にかかわらず午前6時30分から午後11時まで交付可能となります。 便利で簡単なコンビニ交付サービスは、多くの市民の皆様にとって利便性が向上すると考えられます。案のとおり市民課連絡所等が廃止されましても、市役所本庁、国分出張所及び堅上出張所の3箇所業務が行われます。コンビニ交付サービスへ移行した場合、市民の皆様が混乱されることのないように周知徹底を図っていきたいと考えております。
2	コンビニ交付サービスの費用対効果は見込めるのか。（投資に見合う回収はできるのか。）	コンビニ交付サービスは、民間の設備等を利用するため、設備費等が抑制できます。またコンビニ交付サービスの利用促進は、マイナンバーカードの普及につながり、市民課の事務量軽減による職員配置の見直しなど財政的負担も減らせるものと考えております。

No	意見内容	意見に対する市の考え方
3	市役所窓口をローテーション勤務して長時間対応すればお金がかからない。	長時間対応のローテーション勤務につきましては、開庁時間内の職員数が減れば待ち時間が増えるなど、市民サービスの低下につながると考えております。また、通常勤務に加え、残業をする場合は、別途人件費が発生するものと考えております。